

長野県新聞活用教育(N I E)推進協議会 会則

(目的)

第1条 長野県新聞活用教育(N I E)推進協議会(以下「本協議会」という)は、教育界と新聞界が協力し、新聞を用いた教材の開発と活用の研究、及び普及を通して、情報活用能力と言語能力等の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①N I E研究指定校の選定
- ②N I E研究指定校への支援
- ③N I E実践事例発表会及びセミナー等の開催
- ④実践・研究の成果の紹介や普及
- ⑤その他、本協議会の目的達成上、必要な事項

(構成員)

第3条1項 本協議会は、次に掲げる者で構成する。

- ①県内の学識経験者
- ②長野県教育委員会関係者
- ③信濃教育会関係者
- ④市町村教育委員会、小中高校長会、私学団体の代表
- ⑤研究指定校代表
- ⑥朝日、毎日、読売、日本経済、産経、中日各新聞社及び共同、時事各通信社の長野総局長・長野支局長、信濃毎日新聞社と長野日報社の編集局長
- ⑦信濃毎日新聞社のN I E推進関係者

2項 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員)

第4条1項 本協議会は、次の役員を置き、総会において会員の中から互選する。

- ①会 長1名
- ②副会長3名
- ③幹 事3名
- ④監 査2名

2項 役員は任期は1年とし、再選を妨げない。

第5条 役員は次の通りとする。

- ①会長は本協議会を代表し、会務を総括する
- ②副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する
- ③幹事は会務を処理する
- ④監査は会計を監査する

(運営)

第6条1項 本協議会は、事業計画、予算、その他本協議会の運営に関する事項を決定するため、毎年1回定期総会を開くほか、会長が必要と認めるときに臨時総会を開催する。

2項 会長は総会を招集し、その議長となる。

3項 特定事項について検討審議するため、関係者を集め小委員会を開くことができる。

第7条 本協議会の運営に関する経費は、参加する新聞社・通信社の負担金、及び個人・団体等からの助成金、その他の収入を充てる。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、信濃毎日新聞社読者センターに置く。

(事業年度)

第9条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(会則の変更)

第10条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。本会則の定めのない事項は、事務局が会長の承諾を得て小委員会等に諮り、これを行う。

(顧問、N I Eアドバイザーなど)

第11条1項 本協議会に顧問、参与、N I Eリーダー、コーディネーターを置くことができる。

2項 N I Eアドバイザーは、N I Eの実践経験が豊かな教員で、本協議会が日本新聞協会に申請し、了承を得て就任する。任期は、最長で教員の定年(60歳を迎えた年度)までとする。

(付 則)

1、本会則は平成18年6月16日から発効。

2、本会則は平成26年6月7日から発効。

3、本会則は平成28年5月28日から発効。